

## 利子補給の申請から振り込みまで

1 利子補給の申請



排水設備工事の確認申請の際、  
「水洗便所改造資金利子補給申請書」を町へ提出して下さい。

2 申請書の審査  
(決定通知書交付)



申請書の内容等を審査した後、  
町から「利子補給交付決定通知書」  
を交付します。

3 借入—工事—返済



融資を受け、工事にかかり、  
個人で借入金を返済します。

4 利子補給の請求



(※期間中) 各年度の3月期の  
償還日後10日以内に「利子補  
給請求書」を町へ提出して下さい。

5 請求書の審査  
(確定通知書交付)



請求書の内容等を審査した後、  
町から「利子補給交付確定通知書」  
を交付します。

6 補給額の振り込み



ご希望の口座に、補給  
額を振り込みます。